国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程

平成１６年　４月　１日
規程第　　４４　　号
改正　平成１７年３月１４日規程第３０号
平成１９年３月２３日規程第２３号
平成２０年３月１７日規程第１７号
平成２１年３月３１日規程第４１号
平成２２年３月２４日規程第４０号
平成２４年３月１９日規程第２６号
平成２４年４月１６日規程第４４号
平成２７年３月２４日規程第２７号
平成２９年３月　８日規程第３５号
平成３１年３月１３日規程第３２号
令和　３　年４月　１日規程第１９号
令和　４　年３月　９日規程第１２号

（目的）

第１条　この規程は，国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の施設の活用状況の実態を把握し，適時適切に使用方法の見直しを行い，時代の変化に即応した教育研究活動を円滑に進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「部等」とは，大学院学校教育研究科，学校教育学部，附属図書館，教育実習総合支援センター，長期履修学生支援センター，地域連携センター，情報基盤センター，小学校英語教育センター，教員教育国際協力センター，予防教育科学センター，生徒指導支援センター，発達臨床センター，セルフデザイン型学修支援センター，遠隔教育推進センター，心身健康センター，独立行政法人教職員支援機構・四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センター，附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校及び事務組織をいう。

（調査）

第３条　学長は，　本学の施設の活用状況の実態を把握するため，施設を随時調査することができる。

（勧告）

第４条　学長は，前条に規定する調査の結果，当該施設の使用方法について見直しが必要と判断した場合は，関係部等の長に使用方法の是正を勧告することができるものとする。

（報告）

第５条　前条に規定する勧告を受けた部等の長は，速やかに学長に対し，是正の方法について報告しなければならない。

（協議）

第６条　部等の長は，前条に規定する報告を行う際は，是正に必要な方法等について，事

前に総務部施設課長と協議するものとする。

（細則）

第７条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２４年５月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。